

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第 734号	肉骨粉	チキン ミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 7.0	含有を許される有害成分の 最大量は、公 定規格のとおり	株式会社カガワミ ール 坂出市昭和町二丁 目7番9号	令和9年7月10 日